

[事案 2020-168] 既払込保険料返還請求

・令和3年1月29日 裁定終了

<事案の概要>

契約内容を誤信して転換したこと等を理由に、転換時以降の既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和57年11月に契約した養老保険（特約が家族保障型）を、昭和63年1月に終身保険（特約が本人保障型）に転換したが、以下の理由により、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 特約は家族保障型であると思って転換したが、実際には本人保障型であった。このことは昭和63年5月頃に配偶者が入院したことをきっかけに気がついた。
- (2) 実際に支払われた配当金額と、当時の設計書に記載されていた60歳時の積立配当金累計金額が大きく乖離していた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換申込書の「申込の内容」欄では、傷害特約・災害入院特約・健康特約について「本人保障型」に丸が付けられている。
- (2) 転換設計書には、傷害特約・災害入院特約・健康特約欄に本人保障型と明記されている。
- (3) 転換設計書に記載されている「積立配当金」の金額には「約」が付され、「記載の配当数値（積立配当金）は今後変動（上下）することがあるので、将来の支払額を約束するものではない」との注記がある。商品パンフレットにも同様の趣旨の記載がある。
- (4) 申立人は、昭和63年5月頃に、本契約が家族保障型でないことに気がついてから30年以上保険料を継続して支払い続けている。また配当金の払出をしているため追認したといえる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時および転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換に際して特約が家族保障型であると誤信していたこと、および、実際に支払われた配当金額と、設計書に記載されていた60歳時の積立配当金累計金額が大きく乖離していたことを理由とした既払込保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。